

○平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 案			現 行		
<p>次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>			<p>次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>		
一 無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九 <u>又は第四十九</u> <u>条の六の十</u> に規 定するシングル キャリア周波数 分割多元接続方 式携帯無線通信 を行う無線局等 の無線設備を使 用するインター ネットプロトコ ル移動電話端末 等	（略）	（略）	一 無線設備規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十八号）第 四十九条の六の 九に規定するシ ングルキャリア 周波数分割多元 接続方式携帯無 線通信を行う無 線局等の無線設 備を使用するイ ンターネットプ ロトコル移動電 話端末等	（略）	（略）
二 （略）	（略）	（略）	二 （略）	（略）	（略）